



《会計・税務の知識》 まだ間に合う！平成23年版節税対策

今年も残すところあと1カ月となりました。個人の所得税や贈与税は1月1日から12月31日の1年間の所得や贈与に関して課されます。そのため、年内に対策を講ずることにより、効果的に節税することが可能となる場合があります。そこで、今からでも間に合う個人の節税対策についてご説明します。

1. 所得税（所得控除・税額控除）

①医療費の支払

医療費控除とは、その年中に支払った医療費の総額から、医療費を補てんする保険金等の金額及び総所得金額の5%と10万円のいずれか少ない方の金額を差し引いた金額を年間の所得から控除する制度です。

12月月末までに支払った医療費が控除の対象となりますので、年内の治療に関して、今年の所得状況に応じて前倒しで実施したり、先延ばししたりすることを検討することにより所得控除額を調整することが考えられます。なお、当該医療費は、生計を一にしている者の医療費の支払いも含みますので、確定申告の際には生計を一にしている方同士で、有利な方で控除を適用することも検討できます。

②社会保険料などの支払

国民年金や国民健康保険を個人で支払っている場合、平成23年以内に1年以内の前納を行うと、その全額が所得から控除されます。

③小規模企業共済の加入

会社役員や個人事業主が、小規模企業共済を年末までに新規加入又は増額し、かつ支払えば、その支払った掛け金は全額が所得から控除されます。

④寄附金の支払

国や地方公共団体、社会福祉法人等に平成23年以内に寄附を行うことで、その寄附金は平成23年の所得金額の40%相当額まで控除することができます。更に、国や被災した地方公共団体への寄附金等である震災関連寄附金の場合、80%相当額まで所得金額から控除が可能となります。

地方公共団体への寄附（ふるさと納税）の場合、住民税の特別控除もあります。

2. 所得税（譲渡所得）

①株式譲渡損の活用

保有している上場株式等に含み損がある場合、損を

実現させることで、上場株式等の配当等や非上場株式の譲渡益と相殺が可能となります。

そのため、上場株式等の配当等がある場合や、非上場株式の譲渡益がある場合、当該上場株式等を売却することで譲渡所得を圧縮することが可能となります。

②ゴルフ会員権の譲渡損

ゴルフ会員権の譲渡損は、給与所得や配当所得（総合課税）等の他の所得と相殺することができます。含み損があるゴルフ会員権を年内に売却することにより、給与所得や配当所得等の他の所得と通算して所得を圧縮することが可能となります。

ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合による損失は他の所得とは通算できませんのでご注意ください。

3. 所得税（不動産所得・事業所得）

修繕、広告宣伝、少額資産の購入、短期前払費用、従業員への賞与支給等は、一定の要件のもと支払時に経費に計上できるものがあります。いずれ支払う予定があるものは、年内に支払うことをご検討ください。

4. 贈与税

①計画的な贈与

贈与税は基礎控除が110万円で、基礎控除を超えた贈与価額に累進税率で課税される制度です。一般的には、複数年でコツコツと贈与した方が有利となります。そのため、贈与を考えている人は一部でも平成23年内に行うことをお勧めします。

なお、贈与時には贈与契約書を残しておくことが望まれます。

②住宅取得等資金の贈与

一定の要件はありますが、平成23年以内に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、基礎控除に加えて1,000万円までは贈与税が非課税となります。

5. まとめ

様々なことがあった平成23年も残り僅かとなりました。これまで、ご説明した節税対策には、確定申告を行う必要があるものや適用を受けるための要件が定められているものもあります。また、長期的な計画に基づいて行うことで、はじめて節税となるものもあります。その為、税理士等の専門家にご相談の上、計画的に対策を講ずることをお勧めします。

（担当：椿祐輔）